

答申行政第69号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成28年5月31日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成〇〇年〇月〇日告示に係る県道〇〇〇〇線の一部管理移管に伴う関係書類の引継文書送付文及び道路占用許可一覧」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成〇〇年〇月〇日告示に係る県道〇〇〇〇線の一部管理移管に伴う関係書類の引継文書送付文及び道路占用許可一覧」を特定した上で、道路占用許可一覧の一部に条例第7条第2号に該当する非開示情報が含まれていることから当該情報を非開示とする本件処分を行い、平成28年6月3日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成28年8月25日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成28年11月8日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、一部を除き請求した全ての情報が開示されていないため、全部の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

「個人情報であるため。」として、一部を除き請求した全ての情報を開示されてい

ない。

開示請求をした範囲の道路は、乗り合いバスや朝夕夜中も多くの通勤者の車両他各種車両とか中学高校生の通学自転車が通行するなど、地域の生活幹線道路である。数十年前から所々で法面を埋め立てて道路幅の整備ができていたが、個人が法面を埋め立て占拠している数か所は道路幅が狭い状態である。地域の生活幹線道路縁の部分占拠は著しく通行の支障と危険が大きい場合があり、これを長年放置しているのは、地域の生活において、著しく公共の利益に反する。

部分占拠している道路に出ている建物は、現在は近くに住んでいる高齢の所有者が管理しているが、それができなくなったらこの建物を管理する人が誰もいなくなるので、公による強制執行しか手段がなくなるのではないかと、また、その人が管理できなくなると誰も出入りしなくなるので、朽ち果てて、倒れるまで放置されるのではないかと心配している。

関係者と話し合いをするための資料として、条例第7条第2号ロの規定を適用して、全部の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件処分において開示しないとした部分は、個人の占有者に係る占有場所、占有者、占有者住所、占有物件、規模・数量、許可年月日、許可番号、占有料及び許可申請書の有無（以下「個人占有者情報」という。）である。

非開示部分の考え方についてであるが、占有者及び占有者住所については、一般的に個人情報であり当然に非開示と考えている。占有物件、規模・数量及び占有場所については、占有者個人の財産に関わる部分であること、許可年月日及び許可番号については、許可をもって付与された占有者の権利に関わる情報であること、また、占有料については、占有権に対していくらかのお金を払っているかという情報であり、個人の財産や経済状況に関わる事項であること、許可申請書の有無については、〇〇市への引継の際、保存年限等の関係で処分している場合もあるため、許可申請書の原本が県に存在するかどうかを表示したものであるが、許可申請書原本の有無により、許可申請を行うという個人の活動の一端が公になることから、それぞれ非開示とした。

なお、本件道路は、平成〇〇年に〇〇市に管理権限を移管した後、相当期間が経過していることなどを考慮すると、管理権限を移管した当時の個人占有者情報を公にすることが、当然に道路縁の部分占拠の解消に結びつくとはできない。

また、反論書に添付されている市長名の文書に「建物が旧県道〇〇〇〇線へ出ているのではないかとのご指摘につきましては、（中略）道路へ出ている部分については占有料を徴収することと（中略）します。」という記載があり、通常、道路占有は道路の通行に支障のない範囲で認められる制度であり、〇〇市が引き続き道路占有許可ができると判断しているということは、現状においても、審査請求人が主張する占拠状態を解消しなければならないと〇〇市が考えているわけではないということが分かる。

以上のことから、審査請求人が主張するほどの危険性の切迫度はなく、条例の非開示情報の例外とされている条例第7条第2号ロの規定を適用するほどの意味合いが今回の非開示部分にはないと考えており、非開示とした部分を公にすることによって得られる利益が、非開示とすることによって保護される利益に優越することは考えられない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「平成〇〇年〇月〇日告示に係る県道〇〇〇〇線の一部管理移管に伴う関係書類の引継文書送付文及び道路占用許可一覧」であり、このうち審査請求の対象となるものは、道路占用許可一覧（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件対象公文書のうち、実施機関が非開示とした情報が上記2で示した条例第7条第2号（個人情報）の規定に該当するか否かについて、具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

実施機関が開示しないとした部分は、本件対象公文書のうち、個人占有者情報である。

審査会で見分したところ、本件対象公文書は、個人占有者情報がそれぞれの行に記載された一覧表である。また、この一覧表のうち、占有者が行政の機関であるものは、実施機関において開示されている。このため、個人情報として非開示とされた占有場所の地番は、既が開示されている前後の占有場所の地番から地域住民等現地の状況を知ることができる者には、地番が推測され、特定の個人が識別されるおそれがあるといえる。

実施機関が非開示としたものは、個人占有者情報であるが、このうち占有者及び占有者住所の欄については、占有者の氏名及び住所が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、占有者及び占有者住所を除く部分の欄については、それぞれ占有者個人の財産、権利等に関わる事項が記載されていることから、個人に関する情報に該当し、現地の状況を知ることができる者には、既が開示されている占有場所の地番等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得る可能性があるものと認められることから、条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書口の該当性について

審査請求人は、地域の生活幹線道路縁の部分占拠は著しく通行に支障を及ぼしており、危険が大きくこれを長年放置しているのは地域の生活において著しく公共の利益に反すること、また、当該道路縁に面した建物の将来的な維持管理が心配であり、関係者と話し合いをするための資料として必要であるため、条例第7条第2号ただし書口に該当するとして非開示部分の開示を主張している。

実施機関に確認したところ、通常、占有許可の期間は5年以内又は10年以内と定められ、必要があれば更新が可能とのことである。本件対象公文書は、平成〇〇年の管理権限移管に伴い作成されたもので、移管後既に相当の期間が経過しており、本件対象公文書に記載されている占有者、占有物件の占有状況等に変更が生じている可能性があることなどの事情からすれば、該当部分の占有者に関する移管当時の情報を開示しなければ関係者との話し合いに大きな支障があるとまでは認められない。よって、実施機関が非開示とした情報について、条例第7条第2号ただし書口の規定を適用して公にすることによって得られる利益が、非開示とすることによって保護される利益に優越するとまでは認められない。

4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月8日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年12月2日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成29年1月20日 (審査会第2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成29年2月15日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成29年3月28日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成29年4月7日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。